

## 太陽光発電設備を導入しませんか！

尼崎市では、地球温暖化防止と本市経済の活性化を目的として、  
小規模産業用太陽光発電設備の取得にかかる固定資産税の課税を3年間免除します。

対象は？

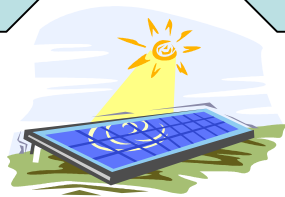
出力10kW  
以上  
50kW未満

今なら！

初年度～3年度分の  
設備取得に係る  
固定資産税を免除

さらに!?

市内金融機関の  
連携融資も用意  
されています



例えば...

出力30kWの設備を1,500万円(50万円/kW)で設置した場合

課税免除額

設置後3年間の固定資産税額 約50万円 免除

売電収入 & CO<sub>2</sub>削減(年間3万kWh発電を想定)

・売電収入 約90万円/年

・CO<sub>2</sub>削減量 15.7トン/年

併用可能な国等の支援制度もあります。

グリーン投資減税：取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(中小企業者等のみ)の  
いずれかを選択し税制優遇が受けられる制度

詳細はこちらから [http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/hozen/033\\_kankyozyohou/026080.html](http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/hozen/033_kankyozyohou/026080.html)

【お問い合わせ先】 尼崎市役所 環境創造課 (市役所本庁舎中館9階)

電話番号:06-6489-6301 ファックス:06-6489-6300

Eメール:ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp